

情報公開の取組について (30年度の取組と29年度の成果)

平成30年 5月21日
総務局・生活文化局

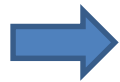
1 これまでの取組経過

平成28年9月 第1回都政改革本部会議

- ・情報公開調査チームを設置

【調査・検討テーマ】

- ① 情報公開制度の見直し、② 広報の見直し、③ 広聴の見直し
- ④ 各種会議体の情報公開、⑤ 公益通報制度の拡充



上記5つのテーマについて、課題を抽出・改善策を検討した。

平成29年4月 第8回都政改革本部会議

- ・情報公開の取組成果について（報告）

5月 第9回都政改革本部会議

- ・平成28年度の情報公開の取組について（報告）

平成30年5月 第16回都政改革本部会議

- ・30年度の取組と29年度の成果について（報告）

情報公開条例の改正、情報公開ポータルサイトの開設、会議・議事録の情報公開の拡大など、これまでの検討・実施状況を報告

2 30年度の主な取組

(1) 情報公開制度

29年7月1日に情報公開条例を改正

① 閲覧手数料無料化及び写しの交付手数料減額

モノ1枚 20円 ⇒ 10円 カラー1枚 100円 ⇒ 20円

② 情報提供におけるICT活用

公文書情報提供サービスの開始（29年10月～） ➡ 実質的に公文書開示を無料化

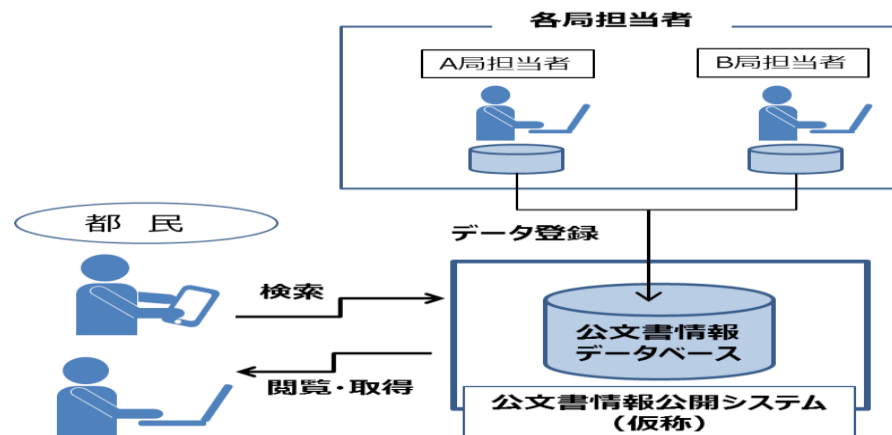
：インターネットを通じて都民から依頼を受けた公文書情報を電子データで無料提供するサービス

③ 積極的な行政情報の公表・提供

公文書情報公開システム（仮称）の構築

開示請求や情報提供依頼が多い公文書データを、ICTを活用して都民からの請求を待つことなく、積極的に公開するための新たなシステムを構築（30年度システム開発 ⇒ 31年度早期に運用開始）

➡ **都民はオンラインで公文書を簡単に検索し、必要な公文書データを即座に取得可能に**



<参考> システムで公開予定の公文書例

- ① 開示請求、情報提供依頼件数の多い公文書
（例：工事設計書）
- ② 都民情報ルームで配架している公文書
（例：附属機関の答申書）
- ③ その他公表することが望ましい公文書

(2) 広報

「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」への対応を推進

「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」を新たに策定（29年12月）

- ファーストビューのデザインの統一化
 - ・ページの横幅や背景色を統一
 - ・ヘッダー・フッター、グローバルナビゲーションの色やサイズ、フォント等を統一
- ホームページ改修の方向性を示し、効果的な情報発信を行うためのルールを設定
 - ・各局事業の特性に応じた情報を効果的に発信
 - ・文字の羅列を避け、画像等を活用し視覚的な発信力を向上
 - ・フローチャートなど閲覧者が探しやすい手法も活用

⇒ 公式ホームページとしての統一感を持たせ、都民への発信力の一層の向上を図る。



各局等において、今後リニューアル時期に併せ、デザインガイドラインへの対応を順次実施

※都庁総合ホームページ及び局等ホームページ（27サイト） ⇒ 8サイト対応済（29年度末現在）

(参考) デザインガイドライン対応例

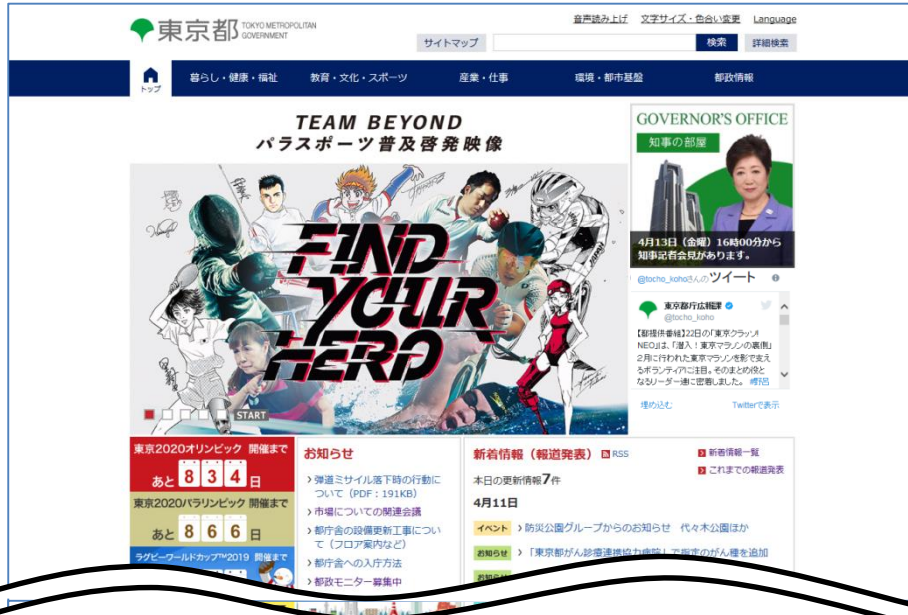
環境局トップページ (改修前)



環境局トップページ (改修後)



都庁総合ホームページ



教育委員会トップページ



福祉保健局トップページ



| | | | |
|------|---------------|---------|-----------|
| 都の組織 | あなたの声を寄ってください | 分野からさがす | イベントカレンダー |
| 職員採用 | 都庁舎見学・展望室 | 入札・契約情報 | 様式ダウンロード |

3 29年度の成果 (1) 情報公開制度

都政の透明性をより一層高めるため、情報公開を推進

⇒ 情報公開条例の一部を改正(平成29年7月1日施行)

取組前の状況

- ・ 都道府県で、閲覧手数料を徴収しているのは都を含めて3自治体
- ・ 他の自治体と比べて開示に係る写しの交付手数料が割高

【閲覧手数料】

- ・ 1枚10円 (1件名あたり100円上限)

【写しの交付】

モノ加：20円/枚 カラ：100円/枚

取組内容・成果

閲覧手数料を廃止

写しの交付手数料を減額

モノ加1枚 20円 ⇒ 10円

カラ1枚 100円 ⇒ 20円

※ 写しを作成、交付することを考慮し、請求者に最低限の実費相当額の負担を求める。

都における情報公開は紙媒体による対応が多い。

情報提供におけるICTの積極的活用

○ 公文書情報提供サービス (29年10月運用開始)

インターネットを通じて都民から依頼を受けた公文書情報を電子データで提供 ⇒ 実質的に公文書開示を無料化

※ 29年度利用実績483件

都民の関心が高い情報であっても、開示請求を受けてから情報公開することがある。

積極的な行政情報の公表・提供

○ 複数回開示請求を受けた公文書の公表や行政情報のホームページでの積極的な公表を促進

「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」を新たに策定(29年12月)

- 公式ホームページとしての統一感を持たせ、都民への発信力の一層の向上を図る。

取組前の状況

ヘッダー等にデザインルールがないため、各局事業の特性や目的等に応じて、様々なデザインのホームページが併存し、統一感がない。

コンテンツ部分に文字が多いなど、古いデザインのホームページが残っている。

取組内容・成果

ファーストビューのデザインの統一化

- ページの横幅や背景色を統一
- ヘッダー・フッター、グローバルナビゲーションの色やサイズ、フォント等を統一

ホームページ改修の方向性を示し、効果的な情報発信を行うためのルールを設定

- 各局事業の特性に応じた情報を効果的に発信
- 文字の羅列を避け、画像等を活用し視覚的な発信力を向上
- フローチャートなど閲覧者が探しやすい手法も活用

「都民の声」をより多く公表し、施策に活用

取組前の状況・課題

どのような「都民の声」が寄せられ、都政に活かされたのか、都民に明らかになっていない。

【27年度 対応事例公表件数】

全庁計 75件

(総合窓口65件・各局窓口10件)



取組内容・成果

「都民の声」に係る一層の情報公開等の推進

- 各局で受け付けた「都民の声」の件数を意見・苦情等に分類し、毎月公表を開始（28年10月受付分から）

26局全てにおいて、対応事例をホームページで積極的に公表

- 寄せられた「都民の声」への対応事例を、各局情報公開ポータルサイトに掲載（28年10月受付分から）

公表件数の拡充

【28年度 対応事例公表件数】

全庁計 662件（総合窓口167件・各局窓口495件）

【29年度 対応事例公表件数】

全庁計 1044件（総合窓口248件・各局窓口796件※）※速報値

対応の流れ

- 生活文化局は総合窓口を設置し、寄せられた意見・苦情を関係局に伝達

- 各局窓口は所管事業について意見・苦情を受付

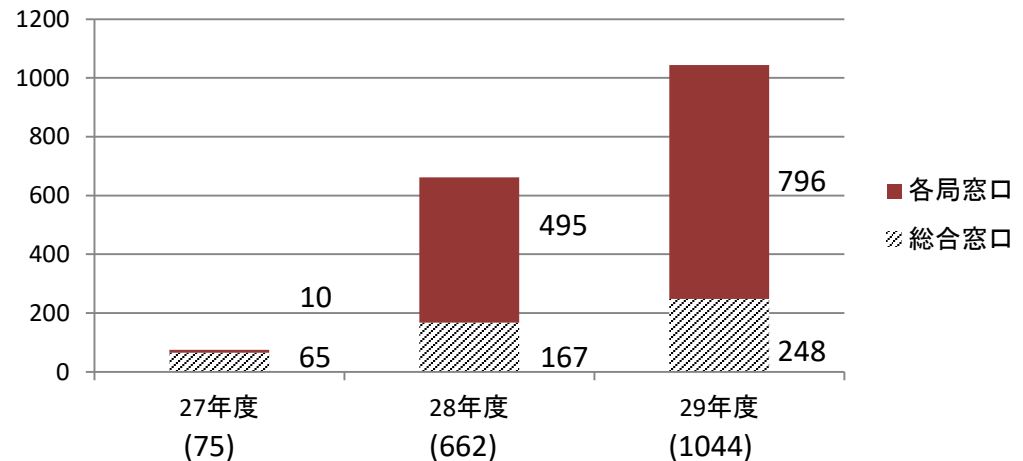


- 寄せられた「都民の声」にはそれぞれ所管局が対応



- 「都民の声」の件数と内訳、対応事例について、総合窓口受付分は毎月公表、各局受付分を含めた全体は年1回公表

各年度で公表した窓口別の「都民の声」事例件数の推移



類似の機関の情報公開状況を踏まえ、非公開理由を点検し、会議・議事録の更なる情報公開を拡大

取組前の状況

- 他道府県と比較し、会議・議事録の非公開割合が高い状況
- 議事録公開している場合でも議事録要旨にとどまっている例も散見



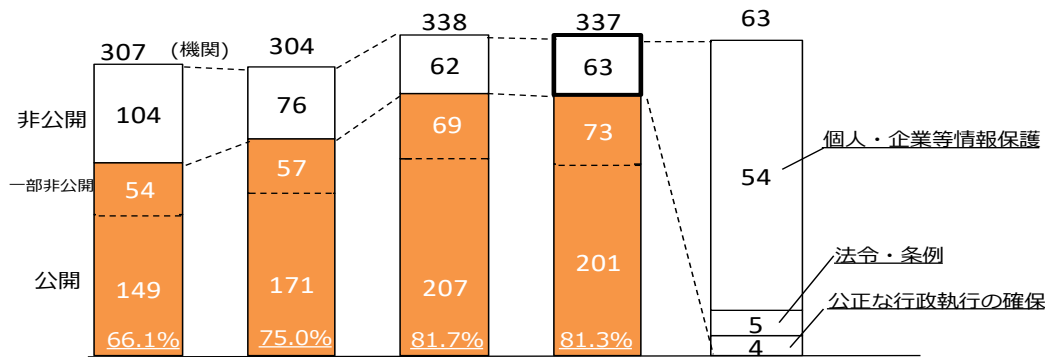
取組内容・成果

- **附属機関等の会議・議事録の情報公開を推進**【平成28年10月から実施】
 - ・ 会議・議事録の非公開の場合も含め、会議概要を全機関で公表（開催日時、場所、議事項目等）
- **議事録要旨のみ公開の場合でも、審議経過がわかる記載へ改善**
 - ・ 議事録公開機関のうち、議事録要旨のみ公開機関の状況については、全機関で審議経過を具体的に記載するよう改善

<会議>

主な非公開理由

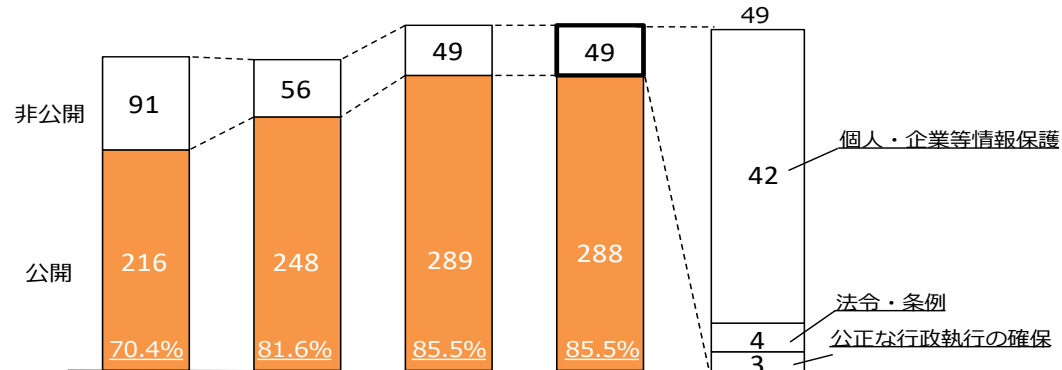
H28.4月 H28.10月 H29.4月 H30.4月



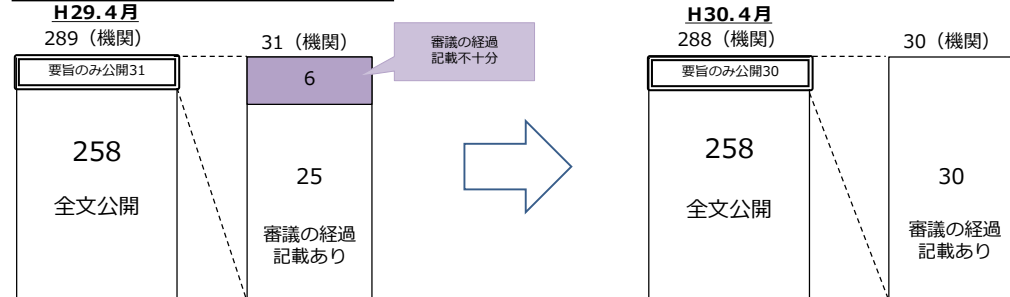
<議事録>

主な非公開理由

H28.4月 H28.10月 H29.4月 H30.4月



<議事録（要旨のみ公開）>



(5) 公益通報制度

①公益通報制度の運用状況

都庁内外から広く法令違反行為の通報を受け付けるなど、制度を拡充

※平成28年11月「公益通報の処理に関する要綱」を改正

取組前の状況・課題

取組内容

全庁及び各局等に公益通報窓口を設置



新たに公益通報弁護士窓口(外部窓口)を設置

公益通報者保護法に規定された法律違反を対象とした、職務遂行上の違反行為を通報する制度



通報対象を法令(条例・規則を含む)違反行為全般に拡大

職員からの内部通報にのみ対応(実名のみ)



都民等からの通報も受付(匿名による通報も受付)

受理件数等は非公表



受理件数等処理状況の概要の公表を規定

○ 受理件数

平成23年4月～28年10月の5年7か月間で 3件



平成28年11月～29年3月の5か月間で 12件
平成29年4月～平成30年3月の1年間で 20件

○ 処理状況

(平成29年度)

| 区分 | 是正措置を行う必要があるもの | 調査中のもの | 法令違反等に当たらないもの | 計 |
|-----------------|----------------|--------|---------------|----|
| 東京都の事務・事業に関すること | 2 | 6 | 9 | 17 |
| 職員の服務に関すること | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 計 | 3 | 7 | 10 | 20 |

(東京都教育委員会、東京消防庁及び警視庁を除く)

① 通報内容への適切な対応や、通報から明らかになった課題について全庁的な対策を実施することにより、都の事務事業の適正化や改善を図り、都民の信頼を確保していく。

② 研修や広報を活用するなどして、制度の利用促進に向けた取組を継続する。

※平成29年4月にコンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会を中核として、都のコンプライアンスを推進している。



① 適正な公文書管理 取組前の状況

各執行機関において、規則等を定め、規則等に基づき文書を管理



取組内容・成果

- 情報公開の基盤である公文書の適正な管理を徹底するため「東京都公文書の管理に関する条例」を新設 【平成29年7月1日施行】
 - ・ 公文書管理について全庁的に統一したルールを確立（文書の作成、整理及び保存、廃棄、管理状況の点検等を規定）
 - ・ 公文書が都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産であることを明記

② 公金支出情報の公開 取組前の状況

情報公開制度に則り、各局が開示請求者に対して個別に公金支出情報を開示



取組内容・成果

- 全27会計の公金支出情報を1件ごとにホームページに公開【平成29年9月1日開始】
 - ・ 一般会計、特別会計（15会計）、公営企業会計（11会計）の年間約70万件の支出情報を公開

③ 補助金等の支出状況等の公開 取組前の状況

生活文化局が自律改革の取組の一つとして「補助金等の支出状況の情報公開」を実施



取組内容・成果

- 都政の見える化・透明化を進める好事例として「補助金等の支出状況の情報公開」を全庁に展開 【平成29年9月1日順次開始】
 - ・ 補助金等を所管する全ての局等の情報公開ポータルサイトにおいて、補助金等の支出状況を公開

項目

28年度の取組

29年度の取組

情報公開調査チームの取組

①情報公開制度の見直し

- ・非開示判断の厳格化
- ・開示請求によらない積極的な情報公開 等

- ・情報公開条例の改正
- ・公文書情報提供サービスの開始

②広報の見直し

- ・都庁総合ホームページ及び各局の「情報公開ポータルサイト」を開設 等

- ・ホームページデザインのガイドラインの策定

③広聴の見直し

- ・「都民の声」に係る一層の情報公開等の推進 等

- ・「都民の声」に係る一層の情報公開等の推進 等

④各種会議体の情報公開

- ・会議・議事録の情報公開を拡大
- ・議事録の公開方法の見直し
- ・審議会等の運営情報の公表方法の改善 等

- ・会議・議事録の情報公開を拡大 等

⑤公益通報制度の拡充

- ・通報対象を法令違反行為全般に拡大
- ・新たに公益通報弁護士窓口（外部窓口）を設置 等

- ・コンプライアンス推進委員会に処理状況を報告

自律的な取組

⑥適正な公文書管理

- ・東京都公文書の管理に関する条例の制定に向けた検討 等

- ・東京都公文書の管理に関する条例の制定 等

⑦公金支出情報の公開

- ・公金支出情報の支出状況の公開に向けた検討

- ・公金支出情報の支出状況の公開

⑧補助金等の支出状況等の公開

- ・補助金等の支出状況の公開（生活文化局）

- ・補助金等の支出状況の公開（全庁展開）